

千葉都市計画事業検見川・稲毛地区 土地区画整理審議会議事運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令に定めるもののほか、千葉都市計画事業検見川・稲毛地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の参集)

第2条 審議会開催の招集通知を受けた委員は、指定された日時及び場所に参集するものとする。

- 2 委員は会議の当日事故により参集することができないとき、または開会時刻に遅れて出席するときは、その旨をあらかじめ会長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、次の各号に掲げるときを除き、公開とする。

- (1) 個人情報又は法人等情報が含まれる事項を審議するとき。
- (2) 権利者相互の利害に係る事項を審議するとき。
- (3) 委員の自由な意見交換や発言が阻害されるなど、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。

- 2 前各号の運用について疑義あるときは、会長が審議会に諮って決める。

(発言)

第4条 発言しようとする委員は、会長の許可をうけなければならない。

(議事の整理)

第5条 会長は会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め議事を整理する。

- 2 会長は議事を整理するため必要があると認めたときは、委員の発言をやめ議事を中止し、又はその順序を変更することができる。

(採択の宣言)

第6条 会長は、採択をしようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第7条 議案の採決は原則として挙手により決する。

(議事録の作成)

第8条 会長が作成等する議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開閉に関する事項及び日時
- (2) 委員の出席に関する事項及び氏名
- (3) 議事に参与した市職員の氏名
- (4) 会議に付した議案名及び、その採決に関する事項
- (5) 議事の内容、その他会長が必要と認める事項

2 議事録の公開・非公開については、つぎのとおりとする。

- (1) 会議を公開した場合、その議事録を公開する。
- (2) 会議を非公開とした場合、その議事要旨を公開する。ただし、審議会の会議に諮って承認を得た場合は、議事録を公開することができる。

(議事録の署名押印)

第9条 議事録に署名する委員は、会議の始めに会長が指名する。

付 則

この要綱は、昭和62年2月21日から適用する。

付 則 (一部改正)

この要綱は、平成13年2月8日から適用する。